公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第７３号
大阪市西成区山王２丁目２番23―702号
債務者　洞口　昌丈
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２２号
大阪府豊中市上野東１丁目１番91―402号
債務者　高橋　四郎
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７号
鹿児島県南九州市川辺町田部田3358番地１　ロイヤルハイツ川辺403号
債務者　加治　達春
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森﨑　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第１６２号
福島県田村郡小野町大字谷津作字安橋４番地の３
債務者　野崎　義博
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　好明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１３１４号
京都市右京区御室岡ノ裾町18番地５　ハイツ大島102号、住民票上の住所京都市右京区御室岡ノ裾町18番地５
債務者　鳥居　孝之
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　拾井　央雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７１号
京都市伏見区桃山町大島38番地の218
債務者　岡部　達二
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川真之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７９号
京都府八幡市男山竹園３番地―Ａ11―206、前住所大阪市港区波除５丁目13番22―209号
債務者　山田　友春
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　誠二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
佐賀市新郷本町13番10―202号　ボワモンターニュ
債務者　笹井　智博
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名和田陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２００２号
大阪市住之江区西住之江２丁目５番21号　20Ａ
債務者　成和電装ことアート工房ことガレージＰＯＯこと　後藤　一哉
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　匡秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号　千里寮
債務者　松山泰虎こと　梁　　泰虎
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隼平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８０８号
埼玉県北本市本宿５丁目70番地１　センチュリーパーク北本101
債務者　髙瀬　勝彦
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　千恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３６号
埼玉県新座市新座３丁目６番８―105号
債務者　伊澤　一浩
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県伊丹市堀池４丁目１番12号、前住所京都府亀岡市篠町広田３丁目３番２号
債務者　吉見　慶浩
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　誠二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第１３６１号
京都府久世郡久御山町佐古東角56番地
債務者　吉田　克重
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口枝見子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５８２７号
兵庫県西宮市甲子園浜田町２番21号
債務者　近木　昭裕
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗川　暢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６９号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番５―216号
債務者　飯田　照精
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部